

# 質 問 状

平成25年5月7日  
東京弁護士会御中

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 代表 八木 啓 代

1. 当会は、東京地検特捜部による、いわゆる陸山会事件の捜査の過程で、内容虚偽の捜査報告書が作成され、検察審査会に提出された問題などに関して、平成24年1月12日付で、田代政弘検事の虚偽有印公文書作成・同行使の事実及び被疑者不詳の偽計業務妨害罪の事実について告発状を提出し、1月17日付で東京地検刑事部に受理。同年4月25日付で、田代政弘検事を偽証罪、佐久間達哉元特捜部長、大鶴基成元次席、木村匡良元主任検事、斎藤隆博特捜副部長、吉田正喜元副部長を偽計業務妨害で刑事告発し、5月7日に受理、さらに同年5月24日に、佐久間達哉元特捜部長、木村匡良元主任検事、斎藤隆博特捜副部長を虚偽公文書作成および行使の共犯として、刑事告発し、同日、受理された。

これらの告発事件は、平成24年6月27日付で、いずれも不起訴となったため、当会は、平成24年8月23日に、東京第一検察審査会に審査の申立を行い、同日受理された。

そして、翌平成25年4月19日付で、田代検事の虚偽有印公文書作成及び行使、並びに、偽証罪に対して、「不起訴不当」、その他について「不起訴相当」の議決が行われた。

2. この案件に関して、東京弁護士会から推薦された弁護士が、審査補助員に就任し、検察審査会の審査に関わったことが明らかになっているが、同弁護士は、検察に長年勤務し、検事正等の要職を務めた「検察OB」であり、検察官の職務上の犯罪が審査の対象となっている事件の審査補助員としての中立かつ公正な立場で助言を行える人物とは考えられない。

当会としては、そのような人物が、貴会から審査補助員として推薦されたことについて、その選任の公正さに重大な疑念を持つものである。

そこで、貴弁護士会において、検察審査会で審査補助員の推薦の依頼を受けたときに、どのような基準で選任されるのかをお伺いしたい。

審査補助員の推薦、選定の方法、不適任者を忌避する事由等について、どのような一般的な基準が設定されているか、お答え頂きたい。

同事件は、検察が、大阪地検における村木元局長の冤罪事件、前田恒彦元検事の証拠改竄事件等の不祥事からの信頼回復のための取組みをしている最中に、新たに明らかになった東京地検捜査をめぐる重大な不祥事であり、特捜検事の犯罪として大きな社会的注目を集めた事件である。そのような事件についての検察審査会の審査においては、審査員に説明・助言を行うべき審査補助員には、検察組織とは無関係の公正中立の立場で審査を行える弁護士を選任するのが当然であり、その審査補助員の推薦を行った貴会には、その点についての素朴な疑問に答える社会的義務があり、説明責任があると私たちは考える。

司法が国民の信頼を取り戻すためにも、上記の疑問に対して、誠意ある説明を行って頂くことを要望する。